

高櫻島本夜間休日応急診療所指定要件

指定要件書の概要(高槻島本夜間休日応急診療所)

項目	内容
1 施設の名称及び所在地	名 称:高槻島本夜間休日応急診療所(以下「応急診療所」という。) 所在地:高槻市八丁西町1番10号
2 施設の概要	構 造:鉄骨造 2階建て 敷地面積(2,175.07 m ²) 建築面積(533.80 m ²) 延床面積(1,020.05 m ²) 施 設:診療室(内科、小児科、外科、歯科)、検査室、薬局 等 設 備:ゲートレス駐車システム一式
3 業務の範囲	(1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する診療所が行う業務 (2) 夜間及び休日における初期救急医療(小児初期救急医療広域体制を含む。)に関すること。 (3) その他応急診療所の運営に関する市長が必要と認める業務 (4) 施設、駐車場、駐輪場、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。 ・施設等の日常的な保守点検、修理、清掃及び警備 ・自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理状況の報告 ・建築基準法第 12 条(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく定期点検結果の報告 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)に基づく対象機器に対する目視等の簡易点検、業者による定期点検、フロン類漏洩量の報告及び廃棄時の製品引渡し及び費用の支払い (5) 施設等の利用の許可に関すること。 ・許可申請の受付及び許可 ・診療料、駐車料、文書料等の徴収 ・利用者の応接 (6) 施設等に係る経費(電話料金、FAX使用料、NHK放送受信料、機器等のリース料、電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金等)の支払に関すること。 (7) 指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、市は建物総合損害保険(火災保険)に加入するものとする。 (8) その他応急診療所の管理業務(市長の権限に属する事務を除く。)に関すること。 ・管理業務の処理に必要な体制の整備 ・関係機関との調整及び連携 ・情報の公開及び個人情報の保護に関する措置 ・利用者の安全の確保に関する措置 ・事業報告書の作成及び提出 ・経営状況を明らかにする書類の作成及び提出 ・その他管理業務に関する庶務、経理等の事務 ・運営に係る経費の支払 ・エックス線漏洩線量測定結果報告書の提出 ・敷地内における植栽の維持管理 ・利用者へのアンケート実施による利用者満足度、苦情等の把握

4	管理の基準	<p>診療科目:内科・小児科・外科・歯科 診療時間:以下のとおり <内科・小児科・外科> 平 日 午後9時から翌日の午前7時まで 土曜日 午後3時から翌日の午前7時まで 休 日 午前10時から正午まで、午後2時から午後5時まで 及び午後7時から翌日の午前7時まで</p> <p><歯科> 休 日 午前10時から正午まで及び午後2時から午後5時まで</p> <p>ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に診療・休診することができる。</p>		
5	利用料金	利用料金制(<input checked="" type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無)		
6	指定の期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日		
7	応募予定者	公益財団法人大阪府三島救急医療センター		
8	応募の方法	別紙「指定要件書」3(4)のとおり		
9	選定の基準	別紙「指定管理者候補者選定評価表」のとおり		
10	指定管理料	165,000千円以下 <想定収支> 支出: 650,038千円 収入: 650,038千円 (内指定管理料 : 165,000千円) 差引: 0千円	(参考) <R7予算> 651,623千円 <R6決算> 647,596千円 <R5決算> 683,063千円 651,623千円 647,337千円 686,056千円 (165,000千円) (165,000千円) (165,000千円) 0千円 ▲259千円 2,993千円	
11	特記事項	令和3年4月1日～令和8年3月31日については、公益財団法人大阪府三島救急医療センターを指定管理者として指定した。		
12	所管課	健康福祉部 健康医療政策課 担当:氏原・高木 電話:661-9330		

高槻島本夜間休日応急診療所指定管理者指定要件書

1 指定管理者選定の目的

高槻島本夜間休日応急診療所条例（昭和 53 年高槻市条例第 12 号。以下「応急診療所条例」という。）第 1 条の規定により設置された高槻島本夜間休日応急診療所の管理運営に関する業務を効果的かつ効率的に行い、市民サービスの向上を図ることを目的として、指定管理者制度を適用することとし、指定管理者を指定する。

2 施設の概要

名 称	高槻島本夜間休日応急診療所（以下「応急診療所」という。）
所 在 地	高槻市八丁西町 1 番 10 号
建物の概要	構 造 鉄骨造二階建て
	敷地面積 2,175.07 m ²
	建築面積 533.80 m ²
	延床面積 1,020.05 m ²
	施 設 診療室（内科、小児科、外科、歯科）、検査室、薬局、観察室、待合室、レントゲン室 等
	設 備 ゲートレス駐車システム一式
	附帯施設 駐車場、駐輪場
設置年月日	令和 5 年 4 月 1 日（現在地に移転）
施設の現状	地域の医療機関の通常の診療日及び診療時間外において、医療を必要とする急病患者に診療を行う。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none">・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する診療所が行う業務・夜間及び休日における初期救急医療（小児初期救急医療広域体制を含む。）に関すること。・その他応急診療所の運営に関する市長が必要と認める業務・施設、駐車場、駐輪場、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。・施設等の利用の許可に関すること。・施設等に係る経費の支払に関すること。・指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、市は建物総合損害保険（火災保険）に加入するものとする。・その他応急診療所の管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。

利 用 者 数 (令和 6 年度)	年間利用者数	28,317 人
	【内訳】内 科	12,453 人
	小児科	11,270 人
	外 科	4,306 人
	歯 科	288 人
収支の状況 (令和 6 年度)	管理経費	¥647,596,327 円
	収入 (診療報酬等)	¥647,337,237 円

* 別途 全体図面、施設・設備図面、備品関係等を添付

3 基本的条件

(1) 管理者として果たしていただくべき責務

市の公の施設として、応急診療所の管理運営を行うにあたり、次の事項について遵守すること。

- ① 応急診療所の利用に際しては、平等かつ公平な取扱いをすること。
- ② 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨に則り、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じること。
- ③ 指定管理者は、高槻市情報公開条例（平成 15 年高槻市条例第 18 号）の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- ④ 労働関係法の遵守

(2) 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

市議会の議決後、市が指定した日に確定するものとする。

(3) 管理運営経費

指定管理料	165,000 千円以下
想定収支 支出	650,038 千円
収入	650,038 千円

- ① 指定管理料の額及び支払の方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書において定めるものとする。
- ② 指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を指定管理料及び利用料金によって賄うものとする。なお、別紙「リスク分担表」に記載のとおり、事業運営に影響を及ぼす著しい物価・金利の変動があった場合は、協議を行うものとする。

(4) 申請にあたっての提出書類・提出部数等

高槻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年高槻市規則第 16 号）第 3 条に定める書類に加え、以下の書類を提出するものとする。

なお、各書類については、正本 1 部、各写し 2 部を同時に提出すること。

- ① 就業規則の写し（労働基準監督署の收受印のあるもの）
- ② 労働保険料納入証明
- ③ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

なお、法人については当該法人の登記事項証明書及び法人役員名簿を提出すること。

ア 提出期限 令和7年9月3日（水）
イ 提出先 健康福祉部 保健所 健康医療政策課

＜応募に当たっての留意事項＞

- ① 応募書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。
- ② 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ③ 応募書類及び追加資料は、高槻市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ④ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。
- ⑤ 個人情報の取扱いについて
提出された役員名簿に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理する。

(5) 指定管理者と市の責任分担

指定期間中の指定管理者と市との責任分担（リスク分担）は別紙のとおりとし、別に締結する協定書に明記する。

(6) 提案内容等の遵守

指定管理者は、提案事項を遵守しなければならない。

4 選定方法・評価基準

高槻市指定管理者選定委員会において、別に定める評価基準により審査を行い、その審査結果を反映した意見により選定する。

5 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、令和7年12月に開催される市議会で議決を受けた後、市長が行う。

また、議決後、市と指定管理者は管理業務の実施にかかる詳細事項について協議を行い、協定書を締結する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 管理運営方針

指定管理者は、管理業務の遂行にあたり、「公の施設」としての応急診療所の性格を十分に認識し、夜間休日における急病患者の初期救急医療施設として適切な診療に当たるとともに、施設等について、日常又は定期に必要な保守点検業務を行うことによ

り、最良の状態を維持するよう努めることとする。

また、近年特に困難となっている深夜帯における小児救急医療体制の継続を図るため、小児科医確保の環境整備や検査体制の整備などに留意するとともに、常に施設運営の見直しを行い、施設の設置目的を達成するための効果的な業務執行に努めることとする。

- ・診療科目 内科、小児科、外科、歯科
- ・診療時間 以下のとおり

＜内科・小児科・外科＞

平 日 午後9時から翌日の午前7時まで

土曜日 午後3時から翌日の午前7時まで

休 日 午前10時から正午まで、午後2時から午後5時まで
及び午後7時から翌日の午前7時まで

＜歯科＞

休 日 午前10時から正午まで及び午後2時から午後5時まで

※ ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に診療・休診することができる。

(2) 管理運営業務の内容

指定管理者は、次に掲げる応急診療所の管理業務を行うものとする。

- ① 医療法に規定する診療所が行う業務
- ② 夜間及び休日における初期救急医療（小児初期救急医療広域体制を含む。）に関すること。
- ③ その他応急診療所の運営に関する市長が必要と認める業務
- ④ 施設等の維持管理に関する事項。
 - ・施設等の日常的な保守点検、修理、清掃及び警備
 - ・自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理状況の報告
 - ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期点検結果の報告
 - ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく対象機器に対する目視等の簡易点検、業者による定期点検、フロン類漏洩量の報告及び廃棄時の製品引渡し及び費用の支払に関する事項。
- ⑤ 施設等の利用の許可に関する事項。
 - ・許可申請の受付及び許可
 - ・診療料、駐車料、文書料等の徴収
 - ・利用者の応接
- ⑥ 施設等に係る経費（電話料金、FAX使用料、NHK放送受信料、機器等のリース料、電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金等）の支払に関する事項。
- ⑦ 指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、市は建物総合損害保険（火災保険）に加入するものとする。
- ⑧ その他応急診療所の管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関する事項。

- ・管理業務の処理に必要な体制の整備
- ・関係機関との調整及び連携
- ・情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
- ・利用者の安全の確保に関する措置
- ・事業報告書の作成及び提出
- ・経営状況を明らかにする書類の作成及び提出
- ・その他管理業務に関する庶務、経理等の事務
- ・運営に係る経費の支払
- ・エックス線漏洩線量測定結果報告書の提出
- ・敷地内における植栽の維持管理
- ・利用者へのアンケート実施による利用者満足度、苦情等の把握

(3) 指定管理者に係る権限

- ① 診療科目、診療日及び診療時間は、応急診療所条例第7条に定めるところによる。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、臨時に診療し、又は休診することができる。
- ② 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を市と協議しなければならない。なお、自主事業を実施する場合は、管理業務及び自主事業はそれぞれ区分して経理し、申請時に管理業務及び自主事業それぞれ収支計画書を提出すること。各年度の収支報告書も同様とする。
- ③ 診療に係る利用料金は、応急診療所条例第5条第2項に規定する診療料の額とし、指定管理者が利用者から徴収する。徴収した診療料は、指定管理者の収入とする。
- ④ 駐車場に係る利用料金は、応急診療所条例第8条に規定する額とし、指定管理者が利用者から徴収する。徴収した駐車料は、指定管理者の収入とする。

(4) 管理業務の処理体制

- ① 指定管理者は、応急診療所の管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）を確保するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。また、職員のうちから、1人を統括責任者として配置しなければならない。
- ② 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動があった場合も、同様とする。
- ③ 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、職員の指導に努め、適時訓練を行うものとする。
- ④ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について、市と協議しなければならない。
- ⑤ 管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、指定管理者が責めを負い、理由のいかんを問わず、市は何ら責めを負わない。
- ⑥ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了した後も、同様とする。

(5) 管理運営にあたって遵守すべき法令一覧

- ・医療法等、関係法令

(6) その他

- ① 市は、応急診療所にあらかじめ備え付けられた備品（市が所有する備品に限る。）を、指定管理者に無償で使用させるものとする。指定管理者が、その所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市にその旨を届け出なければならない。
- ② 指定管理者は、管理業務の処理に関して、別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- ③ 指定管理者は、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- ④ 指定管理者は、経営状況を明らかにする書類を作成し、市の求めに応じ、これを提示しなければならない。
- ⑤ 指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、清掃、警備等の一部の業務については、この限りでない。
- ⑥ 指定管理者は、指定管理者又は職員が、管理業務の履行に際し、高槻市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）に基づき、その事実を通報できることについて、職員に周知するものとする。
- ⑦ 指定管理者は、自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可申請を行うものとする。また、自動販売機設置業者の選定においては、指定管理者が競争入札（見積り合わせ）を行い、落札者に対して設置場所を貸付するとともに、指定管理者が自動販売機業者等から徴収する収益の1割を市に配分するものとする。なお、自動販売機使用に係る電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費と区分するものとする。
- ⑧ 指定管理者は災害の発生その他特別の事情があった場合、市の要請に協力することとする。

リスク分担表

項目	事項	内 容	負 担 者	
			高槻市	指定管理者
共通事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	協議事項	
	税制の改正	消費税の税率の変更	○	
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更		○
	物価・金利の変動	物価・金利の変動		○
		事業運営に影響を及ぼす著しい物価・金利の変動	協議事項	
	資金の調達	必要な資金の確保		○
	周辺地域・住民、利用者への対応	事業運営に係る利用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調		○
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応	○	
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
	第三者への賠償	施設運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合		○
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○	
応募	応募の費用	応募に係る費用の負担		○
準備	引継ぎの費用	施設の管理業務の引継費用		○
		施設の引渡しに係る原状回復費用		○
管理運営	事業の中止・延期	高槻市の責任による遅延・中止	○	
		法令その他制度の変更等により高槻市の建物所有が困難になったことによる中止	○	
		指定管理者の責任による遅延・中止		○
		指定管理者の事業の放棄・破綻		○
	減免制度	減免制度の対象者の拡大	○	
	天災等による事業の中止	大規模な災害等による事業の中止	○	

	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加等による収入減、経営不振		○
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償		○
		自主事業の実施に伴う苦情対応		○
維持管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		高槻市の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）		○
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修及び施設の管理上緊急を要する維持補修		○
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（本業務会計及び積立金で賄えない部分）	○	
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○
		天災その他不可抗力による施設の躯体・設備の損壊復旧	○	
		法令の改正により必要となった施設の躯体・設備の維持補修	○	
		修理修繕	○	
		経年劣化による高槻市の備品の修理・修繕		○
		経年劣化による高槻市の備品の修理・修繕（本業務会計及び積立金で賄えない部分）	○	

別紙

評価基準

価格評価点とサービス水準等評価点を合算した総合評価点を算定して行う。それぞれの割合は、価格評価 30%、サービス水準等評価 70%を基準とする。価格評価点は、市の提示額に対する応募者の提案額の割合を点数化する。

評価基準	評価項目	配点
市民の平等な利用の確保に関すること	① 施設の目的を理解し、管理者意識を持って運営すること ② 公の施設の管理者として、社会的責任を果たす姿勢があること ③ 利用者からの苦情申し立てに適切に対応・処理し、解決できる体制があること ④ 夜間及び休日における急病患者の診療の確保を適切に行える体制があること	20
公の施設の効用を最大限に發揮することと、管理経費の縮減に関すること	① 当該施設管理の実績があること ② 経費削減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること ③ 施設の設置目的を踏まえた効率的な事業実施計画があること ④ 初期救急の確保を理解し、業務遂行意欲と熱意があること	20
公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること	① 安定した組織運営を継続していること ② 健全な財政状況を継続していること ③ 公の施設であることを念頭において、公正かつ透明な運営を行えること ④ 公の施設の観点から、関係法令を遵守した運営方針であること ⑤ 労働基準法の遵守等、適正な労働条件を整備していること ⑥ 個人情報保護の理解と管理体制が適切であること ⑦ 施設、設備、備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること ⑧ 時期、方法、内容等が適切であり、具体的のある研修計画であること ⑨ 省エネルギーなど環境に配慮した運営を行えること	40

市民サービスに関すること	① 利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること ② 利用者的人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供できること	10
危機管理体制に関すること	① 事故発生時に速やかな対応ができる体制があること ② 安全への考え方が適切で緊急時の対応について、具体性のある体制があること	10
――	――	※100

※サービス水準等評価点の割合を乗じて価格評価点と合算し、総合評価点とする。

指定管理者候補者選定評価表

－サービス水準等評価－

＜評価基準＞

評価点	大変良い	良い	普通	やや不十	不十分
5点	5	4	3	2	1

対象施設：高規島本夜間休日
応急診療所
所管課：健康福祉部 保健所
健康医療政策課

評価項目（★は規則に定める項目）	配点	評価点
1 市民の平等な利用の確保に関すること。	20	0
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	・施設の目的を理解し、管理者意識を持って運営すること	5
	・公の施設の管理者として、社会的責任を果たす姿勢があること	5
★(2) 施設の利用者への対応	・利用者からの苦情申し立てに適切に対応・処理し、解決できる体制があること	5
	・夜間及び休日における急病患者の診療の確保を適切に行える体制があること	5
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。	20	0
★(1) 類似施設の運営実績	・当該施設管理の実績があること	5
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	・経費削減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること	5
	・施設の設置目的を踏まえた効率的な事業実施計画があること	5
★(3) 指定への意欲及び熱意	・初期救急の確保を理解し、業務遂行意欲と熱意があること	5
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。	40	0
★(1) 団体の安定性及び継続性	・安定した組織運営を継続していること	5
	・健全な財政状況を継続していること	5
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	・公の施設であることを念頭において、公正かつ透明な運営を行えること	5
★(3) 団体運営における法令の遵守	・公の施設の観点から、関係法令を遵守した運営方針であること	5
	・労働基準法の遵守等、適正な労働条件を整備していること	
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	・個人情報保護の理解と管理体制が適切であること	5
★(5) 施設管理の安全性への配慮	・施設、設備、備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること	5
★(6) 職員の研修	・時期、方法、内容等が適切であり、具体性のある研修計画であること	5
(7) その他管理に際して必要な事項	・省エネルギーなど環境に配慮した運営を行えること	5
4 市民サービスに関すること。	10	0
(1) 利用者ニーズに関する取組	・利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること	5
	・利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供できること	5
5 危機管理体制に関すること。	10	0
(1) 事故への対応	・事故発生時に速やかな対応ができる体制があること	5
(2) 防犯・防災の対応	・安全への考え方方が適切で緊急時の対応について、具体性のある体制があること	5
合 計	100	0